

P7·P8編集·南区役所区政調整課 〒734-8522 南区皆実町一丁目5-44 **☎**250-8933 **☎**252-7179





南区の人口/141,969人(1,006人減) 南区の世帯数/71,729世帯(96世帯増) 令和3年8月末現在(前年同月比)

広島市南区役所

検索

https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/minamiku/





南区スイーツ委員会



みなみく3名山スイ





今回は南区スイーツ委員会でお菓子の創作に協力している菓子店を紹介します。 週地域起こし推進課(☎250-8935、四252-7179)

南区スイーツ委員会

区内の菓子店、進徳女子 高等学校国際食育デザイ ン科が協力して、南区にち なんだご当地スイーツの 創作活動を行うなど、ス イーツを通じて南区の魅 力を発信しています。



西洋菓子カトル・フィユ 皆実町二丁目5-1 B1F 営業時間:10:00~19:00 休不定休 ☎256-0714



パティスリーアニバーサリ・ 段原山崎三丁目2-3 営業時間:10:00~19:00 休火 全287-2380



ケーキハウスアキリ 段原四丁月18-10 営業時間:10:30~19:00 休(月)・(火) ☎261-8220



リ/_{10 (□)} ひろしま南区スイーツフェア 開催!

 $12:00 \sim 17:00$

圆エールエールA館エントランスプラザ **週ひろしま南区スイーツ委員会(地域起こ** し推進課☎250-8935)

※新型コロナウイルスの感染状況によっ ては、中止となる場合があります

●スイーツ販売

区内の菓子店と進徳女子高等学校が協 力して創作した、「安芸小富士」「黄金山」 「比治山」がモチーフの「みなみく3名山 スイーツ」と、「ミモザ」「桜」「広島椿」がモ チーフの[みなみく3名花スイーツ] など を販売します。 (体験コーナ

●フェイクスイーツ作り

紙粘土やスポンジを使って、手のひら サイズのフェイクスイーツを作ります。

定員:先着100人 参加費:500円 ※小学生以下は、保護者 同伴で参加してください ※キットを持ち帰り、 自宅での作製も可能です



あるよ!

クルル

皆実町六丁目18-29 営業時間:10:00~19:30 ※生・日は19:00まで 休水 ☎254-8734

※営業時間等を変更する場合があります。詳しくは各店へお問合せください。

大人も楽しむ絵本の世界 翻訳絵本で心を広げよう

ルードゥメール

休水 251-9144

宇品海岸二丁目23-29

営業時間:8:30~22:00

【講師】きじとら出版代表 絵本翻訳家・小島明子さん

子どもたちが新しい世界と出合い、他者との共感を育んでいく絵本。 それは子どもを見守る大人の心にも豊かさと新鮮な驚きを届けます。本 への愛情たっぷりのお話を聞きながら、個性豊かな絵本の世界をお楽し みください。(託児あり)

■10月11日(月)13:30~15:30

圆仁保公民館

申電話で10月10日回までに仁保公民館(☎281-1831) へ。先着20人

※託児希望は10月4日(月)まで。先着3人



アロマ Café コロコロコロン作り 👺



優しい香りで心と体のリズムを整えてみませんか。 お気に入りのパワーストーンを入れて作ります。 ハーブティーも楽しみます。(託児あり)



【講師】ナード・アロマテラピー協会認定アロマ・アドバイザー・松田美智子氏

■10月27日(水)10:00~12:00

場仁保公民館

¥1,000円(材料費)

■電話で10月20日 必までに 仁保公民館 (☎281-1831)へ。先着20人

※託児希望は10月11日 (月)まで。先着3人



第25回南区さざなみフェスティバル 舞台発表出演団体、展示作品、 文化サークル体験コーナー指導団体募集

区内で活動する文化サークルの皆さんが、一堂に会して成果を発表します

舞台発表

【対象】区内で活動している音楽、舞踊、演芸などの 団体

【期日】来年2月5日出・6日日

【会場】区民文化センター・ホール

展示発表

【対象】区内で活動している団体・個人の美術、工芸、 書、華道などの作品

【期日】来年1月4日(火)~3月27日(日)

【会場】同センター・2階ロビーか3階ギャラリー

体験

【対象】美術、工芸、華道、茶道、楽器演奏などを実技指導 できる区内で活動している団体

【期日】来年2月5日出・6日日 【会場】同センター・美術工芸室など

※詳しくは、同センターや区内公民館で配布する募集要項をご覧ください ■申込用紙に必要事項を記入し、10月26日火までに同センターへ。 週区民文化センター(☎251-4120、256-8811)

住宅用火災警報器の点検・交換を!

法令により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ て今年で10年になります。火災による逃げ遅れを防ぐため、日頃から住 宅用火災警報器の定期的な点検を行い、設置後10年を目安に交換しま

南消防署では、住宅地を対象とした消防車による住宅用 火災警報器の点検・交換についての呼びかけを行っていま す。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

圆南消防署予防課予防係(☎261-5181)

